

## 「指定訪問介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(北海道指定 第 0172903486 号)

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを  
次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1、 事業者	1
2、 事業所の概要	2
3、 事業実施地域及び営業時間	2
4、 職員の配置状況	2
5、 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6、 緊急時の対応	3
7、 事故発生時の対応	3
8、 苦情の受付について	3
9、 虐待防止について	4
10、 身体拘束について	4
11、 業務継続計画の策定等について	4
12、 衛生管理等について	4

### 1、事業者

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 株式会社 明るい介護       |
| (2) 法人所在地 | 旭川市永山8条13丁目8番23号 |
| (3) 電話番号  | 0166-40-3100     |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 藤田 学       |
| (5) 設立年月日 | 平成21年2月12日       |

## 2、事業所の概要

- (1) 事業所の名称 ヘルパーステーション ひまわり
- (2) 事業所の所在地 旭川市永山8条13丁目8番23号
- (3) 電話番号 0166-40-2040
- (4) 管理者氏名 中内 沙弥
- (5) 事業所の種類 指定訪問介護事業
- (6) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に訪問介護サービスを提供します。
- (7) 運営方針
1. 事業所の訪問介護員は、ご利用者が要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な生活全般にわたる支援を行います。
  2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (8) 開設年月日 平成21年4月8日

## 3、事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 旭川市

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
受付時間	0時から24時(24時間営業)とする

## 4、職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	勤務形態
1、管理者	1名	常勤兼務
2、サービス提供責任者	2名以上	常勤兼務・常勤専従
3、訪問介護員	2.5名以上	常勤兼務

## 5、利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

### <サービス概要>

#### 1. 身体介護中心型

入浴、排泄、食事等の身体に係る介助を行います。

#### 2. 生活支援中心型

調理、洗濯、掃除等の家事援助を中心に行います。

### <サービス利用料金>

サービス利用料金およびキャンセル料については別紙1のとおりです。

## 6、緊急時の対応

サービス提供中にご利用者の容態の変化があった場合は、ご利用者の主治医、又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また緊急連絡先（救急隊、ご家族、介護支援専門員等）に連絡いたします。

## 7、事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村長、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の訪問介護サービスにより、ご契約者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所は東京海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

## 8、苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。

**担当者 管理者**

**受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30 土曜日 8:30～12:00**

**電話番号 0166-40-2040**

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

旭川市市役所長寿社会課	所在地 電話番号	旭川市7条通り9丁目総合庁舎2階 0166-25-9797
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	札幌市中央区南2条西14丁目 011-231-5161

## 9、虐待防止に関する事項について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。
- ①虐待を防止するための職員等に対する研修を年1回以上実施します。
  - ②利用者及び、その家族からの苦情処理体制の整備と窓口を設置します。
  - ③その他虐待防止のために必要な処置を講じます。
  - ④上記処置を適切に実施するための、責任者及び担当者を置きます。
- (2) 事業所は、サービス提供中に職員又は援護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 10、身体拘束について

- (1) サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。
- ①身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ②従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
  - ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

## 11、業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常時災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修等を定期的実施するものとします。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12、衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないよう、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (5) 従業者等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。  
ヘルパーステーション ひまわり

説明者 氏名 中内 沙 弥 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名 印

契約者

住所

氏名 印

<訪問介護サービス利用料金>	1 単位=10 円
----------------	-----------

介護保険 利用者負担の割合は「介護保険負担割合証」の割合とする。

[訪問介護サービス]		
身体介護中心型	20分未満	163 単位
	20分以上 30分未満	244 単位
	30分以上 1時間未満	387 単位
	1時間以上 1時間 30分未満	567 単位
	1時間 30分以上～	567 単位
		30分増すごとに+82 単位
生活援助中心型	20分以上 45分未満	179 単位
	45分以上	220 単位
身体介護に引き続き 生活援助を行う場合	身体介護+生活援助 20分以上	309 単位
	45分以上	374 単位
	70分以上	439 単位
初回加算		200 単位
生活機能向上連携加算 (I)		100 単位
生活機能向上連携加算 (II)		200 単位
認知症専門ケア加算 (I)		1日につき+3 単位
認知症専門ケア加算 (II)		1日につき+4 単位
緊急時訪問介護加算		1回につき+100 単位
特別地域訪問介護加算		所定単位数の 15%加算
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算
口腔連携強化加算		50 単位 1月に 1回を限度

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	毎月算定した総単位数の 24.5%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	毎月算定した総単位数の 22.4%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	毎月算定した総単位数の 18.2%
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	毎月算定した総単位数の 14.5%

基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月当たりの総単位数に上記の加算率を乗じる

特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の 20%
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の 10%
特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の 10%
特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の 3%
特定事業所加算（Ⅴ）	所定単位数の 3%

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 1%に相当する単位数を減算

業務継続計画未策定減算 所定単位数の 1%に相当する単位数を減算

※令和 7 年 4 月より算定となります

※事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者、及び居住する利用者の人数が 1 ヶ月当たり 20 人以上の場合は 10%、50 人以上の場合は 15%、事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が 9 割以上の場合（50 人以上にサービスを行う場合は除く）は 12%減算となります。（令和 6 年 11 月より算定となります）

※基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%加算、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%加算となります。

※上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者 2 人で訪問した場合は 2 人分の料金をいただきます。

#### 印刷料について（契約書第 11 条）

記録物

10 円（税込 11 円）

（介護サービス費に関連する書類を除く）の交付として）

**交通費について（契約書第 11 条）**

事業所の実施地域を超えた地点から 1km あたり 40 円（税込 44 円）  
（自動車を使用した場合の往復走行 km 数を乗じた金額）

**キャンセル料について（契約書第 12 条）**

前日午後 5 時までに申し出の場合 無料

前日午後 5 時までに申し出がなかった場合 1,000 円（税込 1,100 円）

申し出なく不在の場合 2,000 円（税込 2,200 円）

※但し、ご利用者の急変や急な入院などやむを得ない事由がある場合はキャンセル料を請求しません。